

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		幼稚園施設の目的外使用料の減免及び還付の決定		
根拠例規及び条項		多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年条例第 37 号）第 9 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 62 年教育委員会規則第 9 号）第 22 条、第 23 条		
	基 準	(減免) 多治見市教育機関等の使用料減免取扱規則第 4 条に掲げるもの (還付) ・使用者の責めに帰さない理由により使用することができないとき ・使用の日の前日までに使用の許可申請の取消し又は変更を申し出たとき		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	協議機関 3 日（機関名 各幼稚園 ） 処分機関 4 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				